官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（農林水産一一六四）　一

その他告示

○農林水産省告示第千百六十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の二の規定に基づく登録であって、同法第十二条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあっては、事務所）若しくは事業場を有する者又は当該区域に国内管理人（肥料の品質の確保等に関する法律第三十三条の二第三項に規定するものをいう。）の住所（法人にあっては、事務所）を有する者	令和九年一月二十七日
農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録であって、同法第十八条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に事務所又は農産物検査法第二条第一項に規定する農産物検査（農産物検査をいう。）を行う場所を有する者	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づく認定であって、同条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にある森林（森林法第二条第一項に規定する森林所有者（同条第二項に規定するものをいう。）又は当該森林所有者から当該森林の経営の委託を受けた者	
養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づく登録であって、同法第十一条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあっては、事務所）又はふ化場（養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品をいう。）の製造所（法第十三条第一項に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第百号）第一条第一項に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造所をいう。）に係るもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあっては、事務所）又は製造所を有する者	